

# 第5回農業委員会総会議事録

令和3年5月10日(月)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第16号から第19号)  
日程第4 議事(議案第15号から第18号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 堀 正

委員の定数 25名  
委員の現在数 25名

出 席 委 員 ( 2 2 人 )

2 番	白山	一男	3 番	土合	正夫
4 番	帯刀	眞理子	5 番	浅井	満
7 番	金	賢志	8 番	炭谷	一三
9 番	森	敏朗	11 番	栗山	信治
12 番	松山	宗則	13 番	明石	茂
14 番	末永	久義	15 番	林	康弘
16 番	高橋	吉博	17 番	前田	進
18 番	竹内	正治	19 番	永森	薫
20 番	高口	宗範	21 番	稲垣	潔
22 番	山崎	善夫	23 番	堀	正
24 番	有沢	敏博	25 番	小川	博行

欠 席 委 員 ( 3 人 )

1 番	樋上	豊	6 番	城石	美枝子
10 番	進藤	久司			

## 議事日程

### 第1 議事録署名人の指名

### 第2 会期の決定

- 第3 報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について  
報告第18号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出の受理について  
報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

- 第4 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第17号 土地区画整理事業に係る意見の聴取について  
議案第18号 農用地利用集積計画の決定について

## 事務のために出席した事務局職員

### 射水市農業委員会事務局

事務局長	遠藤 修	副主幹	村中 一也
主査	吉田 大樹	主事	原 美里

### 射水市農林水産課

主任 矢野 由香里

### 射水市都市計画課

課長補佐 中波 達代志

## 会議の概要

開会時刻 午後2時00分

### 議長（堀会長）

ただいまから、第5回の射水市農業委員会総会を開会いたします。  
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと  
をお知らせします。  
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

### 議事録署名委員の指名

### 議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。  
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に

において「11番 栗山委員」「12番 松山委員」をそれぞれ指名します。

## 会 期 の 決 定

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。  
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

## 報 告 ・ 議 事

議長（堀会長）

次は、日程第3、報告案件ですが、本日は、日程第4、議案第17号の土地区画整理事業に係る意見の聴取について、都市計画課から事業の説明にお越しいただいておりますので、議案第17号の審議を先に行います。

（議案第17号の説明）

議長（堀会長）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局から求めます。

事務局（中波）

【議案第17号について議案書をもとに説明】

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。  
これより、地域の委員の意見に移ります。  
議案第17号について、林委員より説明をお願いします。

林委員

議案第17号について説明します。  
去る5月7日に堀会長、事務局とともに事業計画の内容確認と現地確認を実施しましたので、その結果を報告します。  
今回の土地区画整理事業の区域は、市街化区域に編入されています。土地利用計画や排水計画等については関係機関との協議のうえ進められており、諮問のとおり措置されて妥当と考えられます。

議長（堀会長）

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

土合委員

最大雨量は何ミリで計算しているのか。

事務局（中波）

伏木観測所の30年確率で計算しており、131.43ミリである。

議長（堀会長）

他に質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。只今議題となっております、議案第17号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

よって、本議案を直ちに採決いたします。

議案第17号土地区画整理事業に係る意見の聴取について、事業計画のとおり実施されることを適当と認め、答申することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第17号については、事業計画を適当と認め答申いたします。

【都市計画課退席】

（報告第16号の説明）

議長（堀会長）

次に、日程第3、報告について、報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理についてを議題とします。

概要説明を事務局に求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了承をお願いいたします。

(報告第17号の説明)

議長(堀会長)

次に報告第17号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(吉田)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。  
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了承をお願いします。

(報告第18号の説明)

議長(堀会長)

次に報告第18号農地法施行規則第29条第1号の規定による届出の受理についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(吉田)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。  
各案件についてご了承をお願いいたします。

（報告第19号の説明）

議長（堀会長）

次に報告第19号農地法第18条第6項の規定による通知等についてを  
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。  
各案件についてご了承をお願いいたします。

議長（堀会長）

次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。  
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第15号説明・表決）

議長（堀会長）

それでは、まず議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について  
をお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（吉田）

【議案第15号について議案書をもとに説明】

議長（堀会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。  
お諮りします。議案第15号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第15号農地法第3条の規定による許可申請  
についてを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

全員挙手です。  
よって、議案第15号を許可することに可決されました。

(議案第16号説明・表決)

議長(堀会長)

次に、議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議  
題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(吉田)

【議案第16号について議案書をもとに説明】

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、地域の委員の意見に移ります。  
議案第16号の1番及び4番について、松山会長職務代理者より説明をお  
願いします。

松山会長職務代理者

議案第16号の1番について説明します。  
申請人は現在、父所有の住宅に父と兄夫婦家族、申請人夫婦家族の3世帯  
合計9人で生活をしています。大家族で部屋に空きは無く、住宅は兄が継ぐ



ことになっていることから、自己の住宅を建築することにしました。

父が経営する農業を手伝っていることから、実家付近での建築を希望し、付近の売地を交渉しましたが分割での購入は断られました。

また、実家敷地内での建築を計画しましたが、実家に必要な敷地を除いた部分のみでは住宅を建築できず、隣接する農地の一部を転用することで承諾を得られたため、今回転用申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

次に、議案第16号の4番について説明します。

申請人は 市内の賃貸住宅に妻と子の3人で生活しています。

現在の住まいは手狭で日々の生活に支障が出てきており、今後は本家の農作業を手伝うため、実家の近くで候補地を検討しました。実家近くでは所有者の同意を得られた土地はなく、実家に近い父所有の農地を転用することで承諾を得られたため、今回転用申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

議案第16号の2番について、有沢委員より説明をお願いします。

有沢委員

議案第16号の2番について説明します。

申請人は 市内で自動車や農業用機械の販売・修理等を営んでいます。

地区は農業用機械や自家用自動車の修理需要が多くあり、 がある本社よりも地元で修理できないかとの要請があり、 支店を開業しました。

申請地は、昭和57年に農作物置場として建築確認申請をし、その用途で利用されてきましたが、 支店の開業に当たり違法状態であることが分かったため、今回転用申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

議案第16号の3番について、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員

議案第16号の3番について説明します。

申請人は本年5月に整形外科医院を開業する予定で準備を進めています。診療所敷地内に13台分の駐車場を設けていますが、今年1月に開院予告とスタッフ募集の案内を出したところ問い合わせが殺到し、当初予定していた台数では足りなくなる恐れが出てまいりました。

5月はちょうど田植えが始まる時期でもあり、隣接農地等の作業の妨げにならないよう、駐車場は十分確保してほしい旨の要望が地元の方々からあったため、今回転用申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。  
これより、本議案についての質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。  
議案第16号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。  
よって議案第16号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第18号説明・表決）

議長（堀会長）

次に、議案第18号農用地利用集積計画の決定についてを議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、本議案について質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第18号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第18号農用地利用集積計画の決定についてを原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

挙手全員であります。

よって、議案第18号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長(堀会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって第5回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時45分

#### その他協議・報告事項

農業委員会活動記録簿について

次回開催場所と時刻について

6月7日(月)午後2時から  
射水市役所大島分庁舎大会議室

配布資料

- ・2021年度「全国農業図書 普及推進図書」のご案内
- ・令和3年度全国農業委員会会長大会開催要領

その他

議 長

署名委員

署名委員